

富士吉田市告示第119号

富士吉田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和8年条例第12号）
をここに公布する。

令和8年6月29日

富士吉田市長

A handwritten signature in black ink, consisting of three characters: '堀内 茂' (Uchiyama Kenji), the name of the Mayor of Fuji City.

令和 8 年条例第 1 2 号

富士吉田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第 243 条の 2 の 9 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 市の職員(前 2 号に掲げる職員を除く) 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。
- 3 この条例の施行日が地方自治法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 65 号)附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の日前である場合には、第 1 条中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」とあるのは「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」と、同条中「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」とあるのは「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」と、第 2 条中「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」とあるのは「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」とする。

富士吉田市告示第120号

富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和8年条例第13号）をここに
公布する。

令和8年6月29日

富士吉田市長

A handwritten signature in black ink, consisting of stylized Japanese characters, likely reading 'Kunitada' (埴内 威).

令和 8 年条例第 1 3 号

富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 26 条の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 6 項から第 8 項まで及び第 11 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に掲げる事由に該当するものを除く。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

(配偶者同行休業の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてし

なければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しなくなったこと又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しなくなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）別表第1に規定する分べん休暇を承認することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由に該当する場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡したとき。
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなったとき。
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなったとき。
- (4) 前条各号に掲げる事由に該当することとなったとき。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第 10 条 任命権者は、第 2 条又は第 6 条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第 11 条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第 12 条 富士吉田市職員退職手当支給条例(昭和 26 年条例第 24 号)第 6 条の 6 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第 6 条の 6 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての富士吉田市職員退職手当支給条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士吉田市職員定数条例の一部改正)

- 2 富士吉田市職員定数条例（昭和 26 年条例第 6 号）の一部を次のように改める。
第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 8 年条例第 13 号）第 2 条の規定により配偶者同行休業の承認を受けている職員

(富士吉田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 富士吉田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年条例第 29 号)の一部を次のように改める。

第 19 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第 19 条の 4 富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 8 年条例第 13 号）第 2 条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 富士吉田市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 号中「育児休業法第 6 条第 1 項」の次に「又は富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 8 年条例第 13 号）第 10 条第 1 項」を加える。

第 10 条第 1 号中「育児休業法第 6 条第 1 項」の次に「又は富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例第 10 条第 1 項」を加える。

富士吉田市告示第121号

富士吉田市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第14号）をここに公布する。

令和8年6月29日

富士吉田市長



令和 8 年条例第 1 4 号

富士吉田市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

富士吉田市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例
(令和 5 年条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (6) 投下固定資産総額 地方税法第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産を
事業の用に供するために取得するときの取得合計額をいう。

第 3 条第 1 項中「事業者」の次に「(この条において「事業者」という。)」を加え、
同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の課税を免除する期間(この項において「免除期間」という。)が終了した時
点において、事業者が製造業、貨物運送業、卸売業及び研究開発業を営む場合、又
は市長が特別の理由があると認めた場合は、投下固定資産総額が 5,000 万円以上の
もの又は常時使用する従業員数が 50 人以上のものであって新設の場合に限り、当
該対象施設に係る事業を開始したときから新規に雇用した常時使用する従業員のう
ち市内在住者が 5 人以上いる場合は、前項の期間に続き 2 年度以内で免除期間を延
長することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士吉田市告示第122号

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和8年条例第15号）をここに公布する。

令和8年6月29日

富士吉田市長

A handwritten signature in black ink, consisting of three characters: '堀内 茂' (Horiuchi Shigeo).

令和 8 年条例第 1 5 号

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士吉田市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた富士吉田市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

富士吉田市告示第123号

富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（令和8年規則第17号）
をここに公布する。

令和8年6月29日

富士吉田市長 堀内 茂



令和 8 年規則第 17 号

富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和 8 年条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 26 条の 6 に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第 3 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書(別記様式)により、配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第 4 条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第 5 条 第 3 条第 2 項の規定は、条例第 9 条の規定による届出について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第 6 条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、条例第 11 条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(富士吉田市職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 30 規則第 10 号)第 13 条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(富士吉田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 富士吉田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則(平成17年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(富士吉田市職員期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

- 3 富士吉田市職員期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和56年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をしている職員

第5条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第7条第2号中「まで」の次に「及び第8号」を加える。

第11条第2項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(富士吉田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 富士吉田市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「まで」の次に「及び第8号」を加える。

(富士吉田市職員退職手当の支給に関する規則の一部改正)

- 5 富士吉田市職員退職手当の支給に関する規則(平成18年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「現実に職務をとることを要しない期間」の次に「若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(富士吉田市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和8年条例第13号)第12条第2項の規定により読み替えて適用され

る条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。)により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

(富士吉田市職員寒冷地手当支給規則の一部改正)

6 富士吉田市職員寒冷地手当支給規則(昭和56年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員
別記様式(第3条関係)

別記様式(第3条関係)

配偶者同行休業承認申請書

(あて先) 任命権者		申請年月日 年 月 日
		申請者 所 属
		職 名
		職員番号
		氏 名
次のとおり配偶者同行休業(期間の延長)の承認を申請します。		
1	申 請 の 区 分	☐ 配偶者同行休業の承認(2, 3及び4に記入) ☐ 期間の延長(2, 3及び5に記入)
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外 国 滞 在 事 由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継 続 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職 員 及 び 配 偶 者 の 外国滞在中の住所(居所)	
4	申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 を して いる 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- ② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- ③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- ④ 該当する□にはレ印を記入すること。